

テザリング普及期における電波の周波数割当制度

The system for radio frequency allocation in the penetration period of tethering

弁護士 永井 徳人¹

1. 電波監理の概要

(1) 電波法に基づく監理

電波は、電波法に基づき、国によって監理されている。電波を使用して無線局を開設するには、微弱な電波しか出さないような例外的な無線局を除いて、免許または登録が必要である。

このような法規制が存在するのは、電波が無秩序に使用されると、近接した周波数の電波が、物理的に近接した場所で使用された場合、混信を生じる等の支障が生じるためである。したがって、電波の周波数は、一定の帯域ごとに、その周波数を使用できる無線システムが割り当てられている。つまり、電波は、無制限に使用できるものではなく、この点で、「有限な資源」とも言えるものである。

(2) 周波数割当

周波数割当は、国連の専門機関であるITU-R（ITUの無線通信部門）において、国際的に策定され、国内ではこの国際規定に沿って、電波法に基づく周波数割当計画²によって規定されている。

一般的な無線局については、無線システムの種類ごとに、使用できる周波数が割り当てられており、同じ種類のシステムを使用する複数の利用者が、当該周波数を共用している。一方、携帯電話基地局等、一事業者が広範囲で多数の無線局を開設するシステムについては、電波を効率的に利用するため、事業者ごとに周波数が割り当てられている。

2. 背景事情

(1) 携帯電話のトラフィック急増

近年、スマートフォンが急速に普及したこと等により、携帯電話のトラフィックは、急増しており、昨年から今年にかけては、2倍以上のペースで増加を続けている³。また、現在、日本では、Android OSのスマートフォンの多くがテザリングに対応しており、日本のスマートフォン市場の3~4割を占めると言われるiOSのスマートフォンについても、iPhone5でのテザリングが可能となった。テザリングにより、PC等のデバイスからスマートフォンを介して通信されるデータ量は、スマートフォン単体での通信よりも大きくなる傾向にあることから、今後、益々のトラフィック増は避けられない。

トラフィックの急増に伴い、携帯電話システムが使用する電波の周波数帯は逼迫し

¹ 光和総合法律事務所・弁護士。元 総務省 総合通信基盤局 専門職。nagai@kohwa.or.jp
本稿は、筆者の個人的見解であり、総務省の公式見解を示すものではない。

² 平成20年総務省告示第714号。なお、平成24年1月1日より全面改定予定。

³ 総務省「電波の有効利用に関する検討会—参考資料集—」2012年11月16日発表、参考資料4

てきており、携帯電話システムに対して、更に周波数を割り当てるのが急務となっている。

(2) プラチナバンドの再編

2011年7月24日（岩手県・宮城県・福島県は2012年3月31日）に、アナログテレビ放送が停波し、地デジへの移行が完了した。従来は、テレビ放送用に370MHzの幅の周波数が割り当てられていたが、地デジでは、アナログ時代よりも狭い240MHzの幅の周波数で放送ができるようになったため、700MHz帯の周波数に空き領域が生じた。また、第2世代携帯電話サービスの終了等に伴い、携帯電話が使用する周波数の再編も進み、900MHz帯の周波数にも空き領域が生じた。

したがって、この700MHz/900MHz帯に、携帯電話システムに周波数を割り当てるのが可能となった。700MHz/900MHz帯は、携帯電話システム等に適した周波数帯であると言われており、プラチナバンドと呼ばれることもある。

空いた周波数に、そのまま携帯電話システムを割り当てる方法も考えられたが、この割当方法だと、諸外国の携帯電話システムへの周波数割当と合わないため、国際的な周波数割当との調和を重視し、隣接する他の既存システムの周波数を移行させて、携帯電話システムへの割当を行う方法が採用された⁴。

3. 周波数再編に関する制度

(1) 従来の周波数再編

無線局の免許人は、制度上、永続的に同じ周波数を使用できることが保証されているわけではなく、免許の有効期間中（5年間）、当該周波数を使用する権利を付与されているのみである。すなわち、周波数再編により、使用できる周波数が変更されることは、制度上予定された制約である。

周波数再編に伴い、他の周波数へ移行するには、無線設備の交換等が必要となる。従来、この移行費用は、原則として、無線局の免許人の自己負担とされてきた。国が損失補償を行うのは、条約等に対応するために、免許の有効期間中に強制的に周波数を変更する等の例外的な場合に限られている。

そのため、無線機の法定耐用年数が10年程度であることに鑑みると、免許人が免許期間満了後に再免許を受け、同じ無線設備を使用し続けるという期待にも配慮する必要がある。そこで、従来は、周波数移行のために、10年程度の比較的長期の移行期間を設け、無線機の本来の更新時期にあわせて周波数を移行できるように、制度運用がなされてきた。

(2) 終了促進措置による周波数再編

しかし、上記のとおり、携帯電話等のモバイル通信システムへの周波数割当の需要が急速に高まっていることから、周波数の再編・割当も、従来以上のスピード感をも

⁴ 総務省「「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」とりまとめ～ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン～」

2010年11月30日発表、14頁

って行うことが必要となった。そのためには、既存システムの無線局が早期に周波数を移行するために、従来の損失補償等の枠組みを超えて移行費用が補填される仕組みが求められた。

そこで、2011年の通常国会において、電波法が改正され⁵、迅速に周波数再編を行うための制度が導入された。この制度は、新たに周波数を使用することになる携帯電話事業者が、国が定めた最終期限よりも前に周波数を移行することを条件に、既存の無線局の移行費用を負担することにより、迅速に周波数再編を進めるものである。周波数再編のために携帯電話事業者の行う費用負担等の措置は、終了促進措置と定義されている（電波法第27条の12第2項第5号）。

この早期の周波数移行及び費用負担は、既存の無線局の利用者と携帯電話事業者が具体的な条件について協議した上で、両者の合意に基づき実施される。ただし、費用負担の範囲や協議の手順といった基本的な指針⁶は、国が定めている。すなわち、国が定めた大枠に沿って、携帯電話事業者が実際の移行作業を進めるといえば官民ハイブリッド型の制度となっている。このような形で周波数再編を進める制度は、世界にも例を見ない。

2012年に、900MHz帯はソフトバンクモバイル、700MHz帯はイー・アクセス、NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー電話が使用することが決定し、現在、終了促進措置が進みつつある。

実際に、終了促進措置による周波数移行を進めるにあたっては、個別の費用負担範囲の確定、契約スキームの決定、税務・会計処理、リース物品の処理等、実務上の様々な課題が想定される⁷。これらの課題を速やかにクリアできるかが、周波数移行を円滑に進めるための一つの鍵になるものと考えられる。このようなノウハウは、むしろ民間事業者に蓄積されているものであり、その対応を受益者である携帯電話事業者に委ねた点は、本制度の特長と言える。

(3) 今後の周波数再編制度

先進諸国の多くでは、いわゆる「電波オークション」によって、周波数の割当が行われている。日本でも、オークションによる周波数割当を行うために、平成24年の通常国会に電波法改正法案が提出された。しかし、当該国会では、審議されず、継続審議となっていたが、同年11月の衆議院解散により廃案となった。

来年の通常国会に、同様の法案が提出されるかは確定していないが、今後の動向に注目したい。なお、オークション制度が導入されたとしても、終了促進措置のような形で再編が必要な周波数について、オークションを行った場合の具体的な手続については、未だ整理されておらず、今後の課題である。

⁵平成23年法律第60号

⁶「三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件」（平成23年総務省告示第513号）

⁷拙著『詳解 改正電波法の実務 ～終了促進措置による700MHz/900MHz帯の周波数再編～』（第一法規、2013年）